

令和7年度 第2回 播磨町子ども・子育て会議  
議事概要

日時	令和8年(2026年)2月25日(水) 10:00~11:20
場所	播磨町役場第1庁舎3階 BC会議室
出席者	播磨町子ども・子育て会議委員 : 17名 事務局 : 6名
協議事項	(1) 播磨町子育て支援策検討会議からの報告について (2) はりま こども・若者 みらいプロジェクト(播磨町こども計画) 第5章子ども・子育て支援事業計画の見直しについて (3) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について (4) その他 ・播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例について(報告) ・播磨町児童発達支援センター(愛称:まにまに)の開所について(報告)

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 委員委嘱
4. 議事

**会長**

本日の議題に入ります。播磨町子育て支援策検討会議からの報告について事務局の方から報告及び説明をお願いいたします

**事務局**

【資料に基づき説明】

**会長**

ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。ご意見ございませんでしたら、議事を進めます。

はりま こども・若者 みらいプロジェクト(播磨町こども計画) 第5章子ども・子育て支援事業計画の見直しについて、事務局から報告及び説明をお願いします。

**事務局**

【資料に基づき説明】

## 会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

蓮池小学校区で新たに学童保育が開設されるとのことですが、対象の学年を教えてください。

## 事務局

令和9年度から開設の学童については播磨町で実施している学童と同様に1年生から6年生まで対応します。令和8年度限定の施設は、1年間だけのものなので、指定管理の事業者と相談しながら、学校生活で円滑に過ごすことのできる学年を検討していく予定です。

## 委員

3歳児の受け皿不足への対策として、幼稚園の給食の開始や預かり保育の延長の対策が提案され、これによって同様の条件での運営が可能であることは理解できたのですが、金銭面での負担や収入による差や、幼稚園に通うことで生じる経済的な負担について教えていただきたいです。

## 事務局

新しく整備しようとしている小規模保育事業所については、保育の施設なので保育の必要性が認められた方しか利用できません。その方たちが卒園して3歳児のクラスになったときにどこで受け入れるのが問題になったので町立園の預かり時間を延ばして11時間の保育にも対応できる教育施設ということで幼稚園を機能させようとしたものです。まず、幼稚園に入園するときには保育の必要性は本来ありませんが、保育が必要なお子さんが幼稚園を利用する場合は、国が実施している無償化の制度の対象となるので、播磨町で一時預かりを利用する方は今の制度の枠組みでは無償となります。実際の費用面や今後制度の枠組みが変更となる可能性はあるが、現時点では無償です。

## 会長

ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。ご意見ございませんでしたら、議事を進めます。乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、事務局から報告及び説明をお願いします。

## 事務局

【資料に基づき説明】

## 会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

ご意見ございませんでしたら、議事を進めます。播磨町いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例について、事務局より説明をお願いします。

## 事務局

【資料に基づき説明】

## 会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

## 委員

資料4はどのようにして町民に周知・配布されるのですか。

## 事務局

こちらをA3サイズにして、大人用と子ども用のパンフレットを用意する予定です。大人用につきましては、園関係や学校関係の保護者の方々、介護保険や障害福祉サービスの支援事業者様など様々なところで子どもたちと関わりのある方々へお配りする予定です。広報でも特集号の記事を掲載予定です。

## 会長

ありがとうございます。他にご意見ございますでしょうか。  
この条例自体は4月1日から施行のため、まだホームページ等への掲載はございませんか。4月以降には、必要があればホームページ等で町民の方が条例を確認できるようになりますか。

## 事務局

まだ掲載はありません。今確認できるのは、上程前の案としてパブリックコメントに掲載しているものになります。4月以降に多くの方に見ていただけるよう準備して参ります。

## 委員

子どもの権利条例の相談窓口一覧を見ると平日に限定されているものが多く、虐待に関しては24時間体制のホットラインがあるが、土日や祝日にも対応できる方法はないのでしょうか。24時間体制の相談窓口の一本化ができれば適切な対応が可能になると思います。実際に親子が一緒になるのは土日が多く、親子が一緒になる時間帯に虐待が発生する可能性が高いことを考慮し、夜間の対応についても検討をしていただきたいです。

## 事務局

いきる・そだつ・まもる・こどもの権利条例の制定により、権利擁護委員を設置し、弁護士や心理士等の専門職が子どもたちの相談に応じ、問題解決に向けて伴走する体制を整えていきます。ですが実際には子どもたちが専門職へ直接相談するのはハードルが高いため、播磨町こどもの権利相談員を設置しています。相談可能な時間帯がなかなか子どもたちが相談しづらい時間帯にな

るので、今後時間の見直しをしたり、子どもたちが相談しやすい体制づくりを検討していきたい  
と思います。ご意見ありがとうございます。

**会長**

ありがとうございます。他にご意見ございませんか。

ご意見ございませんでしたら、議事を進めます。播磨町児童発達支援センター（愛称：まにま  
に）の開所について事務局から報告及び説明をお願いいたします

**事務局**

【資料に基づき説明】

**会長**

ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありましたが、ご質問、ご意見がありまし  
たらお願いいたします。

では以上で予定の議題を全て終えることができました。本日も議事の進行にご協力いただきあ  
りありがとうございました。進行を事務局にお返しします。

5. 閉会